

がん患者のための アピランスケア助成金制度を開始

～医療用ウィッグなどの購入費用の1/2、上限額2万円までを助成～

令和5年(2023年)4月6日(木)

箕面市では、抗がん剤等のがん治療による外見の変化に起因する社会参加への不安や精神的なストレス等を軽減し、がん治療と就労や就学など社会生活の両立を図ることを目的に、がん患者が補整具等を購入した際のアピランスケア※に対して費用の1/2、上限額20,000円までを助成します。

※抗がん剤等の副作用による脱毛や、手術等によって生じた外見上の変化を補うなど、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するための外見ケアのこと。

助成制度の概要

(1) 助成金額

購入費用の1/2(上限20,000円)

(2) 対象となる補装具

医療用ウィッグ本体(帽子・ケアネットを含む)、胸部補整具(補整下着・パッド・人工乳房を含む)

(3) 助成回数

医療用ウィッグと胸部補整具は、それぞれ1回限り申請可能です。ただし、乳房補整具は、左右それぞれ毎(1回ずつ)に申請可能。

(4) 助成の要件

次の要件をすべて満たすかた

- ①がんと診断され、がん治療を受けた、または現在治療を受けているかた
- ②申請日、かつ対象補整具等の購入日に、箕面市に住民票を有するかた
- ③過去に本市または他の地方公共団体において同種の補整具での助成を受けていないこと

(5) 申請方法

市ホームページやスマートフォン向けアプリ「箕面くらしナビ」から電子申請または、総合保健福祉センター(みのおライフプラザ)総合相談窓口を設置の申請書(市ホームページからもダウンロード可)に記入し、地域保健室(箕面市萱野5-8-1)へ郵送または持参。
※申請期限は購入翌日から1年以内

(6) 助成適用日

令和5年(2023年)4月1日以降の購入分より適用

問い合わせ先
健康福祉部 地域保健室
TEL 072-727-9507(直通)